

答申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が「開示請求者に係る戸籍証明等交付申請書（郵送請求用）（平成27年11月30日受付分）」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 開示請求に係る保有個人情報及び決定の内容

- 1 開示請求のあった保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の内容
開示請求者に係る戸籍証明等交付申請書（郵送請求用）（平成27年11月30日受付分）
- 2 本件保有個人情報のうち不開示とした部分
 - (1) 申請者の住所、氏名（ふりがなを含む。以下同じ。）、連絡先及び筆頭者との続柄
 - (2) 使用目的

第3 異議申立ての趣旨及び理由

- 1 異議申立ての趣旨
「平成27年11月27日請求分の戸籍証明書等交付申請書」について、全部開示又は黒塗りにされた住所と使用目的について開示を求める。
- 2 異議申立ての理由
 - (1) 平成27年12月6日、該当交付申請書を請求したと思われる人物から異議申立人に、多数の郵便物が送られてきた。当人物は20年以上音信不通になっていた申立人の実父である。実父は、音信不通になる直前、数千万円の借金を抱え当時勤めていた会社の金に手を付けて一時逃走するなどした上、その後も申立人の実妹に借金を申し込むなど問題のある人物である。
 - (2) 突然申立人の住所を調べ連絡してきた理由が分からず、金銭を目的にどのような行動に出るかも想像できないため、申立人は子ども（4歳）の安全も考え、平成27年12月15日に鹿児島中央警察署に相談。現在、戸籍の閲覧制限をかけた上での転居を考えるなど生活に多大な影響が出ている。
 - (3) 申立人の生活並びに財産を保護する目的で、黒塗り部分の開示を求める。
 - (4) 鹿児島市の「異議申立人の生命、健康、生活又は財産を保護する具体的な方法が想定されていない」との主張について
ア 市が私の戸籍を閲覧させた者が当方の想定通りの人物であった場合、今後取りうる、若しくは実施済みの対策（子の通う幼稚園への注意喚起、警察への相談、転居と戸籍閲覧制限の検討など）についてはすでに述べている。
イ 閲覧者が当方の想定しうる人物でなかった場合、相手が不明なまま具体的な対策を取ることは難しい。これは社会通念上当然のことである。
ウ 鹿児島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び情報公開条例では開示請求者に対して、生命・財産等を保護する具体的な方法を明示することまでは求めていない。従って、市の主張は不適切である。

(5) 鹿児島市の「第三者の個人情報を保護する利益よりも異議申立人の権利の保護が上回るとまではいえない」との主張について

ア 鹿児島市は主張の根拠を具体的に示していない。当方が具体的な事例を示して財産・生命・生活等の保護を求めていることと比べ、市の主張は「私はそう思う」といった個人の感想レベルで、これをもって「条例第14条第3号イに該当しない」とするの著しく公平性を欠く。

イ 「異議申立人の権利」とあるが、この表現には「私が自身の個人情報を保護する権利」並びに「自身の情報を誰が何の目的で取得したかについて知る権利」も含まれていると解釈できる。これらの権利より、閲覧者の個人情報を保護する利益が上回ると判断する法的根拠は、市にはない。

ウ 市や戸籍閲覧者に対し私の権利を保護するためには、私の戸籍へアクセスした者の個人情報を同じ範囲で開示されなければならない。このことは社会的な平等性に適合し、憲法や個人情報保護法の理念・目的にも反さない。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

- 1 当該公文書には、開示請求者以外の個人の氏名、住所、電話番号、使用目的等が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第14条第3号ア及びウのいずれにも該当しない。
- 2 異議申立人は、生活及び財産を保護するために開示を求めるとして、条例第3号イの該当について主張しているが、当該公文書の不開示部分を開示することで異議申立人の生命、健康、生活又は財産の保護をする具体的な方法が想定されないため、開示する必要があるといえないことから、同号イには該当しない。
- 3 仮に、不開示部分を開示することで異議申立人の生命、健康、生活又は財産の保護をする具体的な方法があったとしても、第三者の個人情報を保護する利益よりも当該公文書の不開示部分を開示して異議申立人の権利を保護することが上回るとまではいえないことから、同号イには該当しない。

以上のことから、条例第14条第3号本文に該当するため、保有個人情報の開示請求に対する保有個人情報一部開示決定は、妥当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件保有個人情報について

条例において「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」とされている。

本件保有個人情報は、異議申立人に係る戸籍の附票の交付を申請するため実施機関に

送付されてきた公文書であり、本件保有個人情報には、異議申立人の本籍及び氏名のほか、異議申立人の戸籍の附票を請求した申請者（以下「申請者」という。）の住所、氏名、連絡先及び筆頭者との続柄並びに使用目的といった異議申立人以外の第三者に関する個人情報が記載されている。

(2) 条例は、本市の実施機関が保有する個人情報の開示の権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的とする一方で、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として規定している。そして、何人にも本人の個人情報の開示請求権を付与し、実施機関に対しては、一定の情報を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示すべき義務を課している。

実施機関は、本件保有個人情報のうち不開示とした部分について、条例第14条第3号に該当すると主張しており、これに対し、異議申立人は、同号本文ただし書イの規定に基づき、異議申立人の生活及び財産を保護する目的で、黒塗り部分の開示を求める主張しているので、それぞれの該当性について、以下検討する。

(3) 条例第14条第3号（第三者に関する情報）の該当性について

ア 第2の2(1)の不開示とした部分について

この部分は、申請者の「住所、氏名、連絡先及び筆頭者との続柄」が記載された部分である。

当該記載の情報は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、当該部分は、条例第14条第3号本文に該当する。

イ 第2の2(2)の不開示とした部分について

この部分は、申請者が戸籍の附票を請求した際の「使用目的」を記載した部分である。

当該使用目的の情報については、異議申立人が保有する他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるため、当該部分は、条例第14条第3号本文に該当する。

(4) 条例第14条第3号ただし書イの該当性について

異議申立人は、不開示とされた情報は、上記第3(4)及び(5)に記載の理由により、条例第14条第3号ただし書イに該当すると主張している。

条例第14条第3号ただし書イの規定の趣旨は、本来は不開示とすべき第三者の個人情報について、当該個人情報を保護すべき利益と比べても、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るときには、例外的にこれを開示しなければならないとするものである。また、この規定の適用に当たっては、個別の事案に応じた慎重な検討が必要とされている。

ア 本件保有個人情報の取得について

申請者は、実施機関に郵送により異議申立人に係る戸籍の附票を請求しているが、当該請求は、戸籍法の規定に基づくものであって、かつ、本人確認等の手続を経て、請求権があることを確認のうえ、適法に戸籍の附票が交付されたものと認められる。

イ 条例第14条第3号ただし書イの該当性について

申請者は、上記アのとおり、適法に戸籍の附票を取得したに過ぎず、また、不開示部分を開示しなければ、直ちに異議申立人の生命、健康等に現に被害が発生し、又はこれらが侵害される蓋然性が高くなるものとは認められない。

(5) その他異議申立人の主張について

生活に多大の影響が出ているため自身の情報を誰が何の目的で取得したかを知りたい等の異議申立人の主張についても、条例の規定に照らし、第三者の個人情報は不開示とする原則を覆して開示するまでの合理的な理由は見出せない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

年月日	調査審議の経過
平成28年 1月28日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年 2月12日	実施機関から一部開示決定の理由説明書を受理した。
平成28年 3月 3日	異議申立人から意見書を受理した。
平成28年 3月16日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成28年 4月28日 (第2回審査会)	答申案の審議を行った。